

同行援護のご案内

(移動支援の支給決定を受けている視覚障害のある皆様へ)

平成23年9月

名古屋市役所障害者支援課

平成22年12月に障害者自立支援法が改正され、平成23年10月から「同行援護」が始まることとなりました。

同行援護とは、視覚障害者の移動を支援するものとして創設された全国一律の基準で提供される障害福祉サービスであり、移動支援に代わるサービスとなります。

つきましては、現在、視覚障害のある方が受けている移動支援の支給決定については、支給期間の満了後、同行援護に移行することとなりますのでご案内いたします。

記

1 同行援護への切り替え時期について

現在受けている移動支援の支給期間満了後から同行援護を利用させていただきます。

移動支援の支給期間満了後は、引き続き移動支援の利用ができなくなります。

2 申請手続きについて

同行援護の利用には支給申請が必要です。(自動的に切り替わることはありません。)

移動支援の支給期間満了日の概ね3ヶ月前に、同行援護の申請についてご案内いたしますが、希望する場合は移動支援の支給期間満了日前から同行援護を利用することも可能です。

3 同行援護を利用できる事業所について

現在移動支援で利用している事業所の多くは同行援護のサービスも提供できるようになる予定ですが、事業所によっては利用できない場合もあります。

現在移動支援を利用している事業所で同行援護の利用ができるようになるかどうかについては、ご利用中の事業所にお尋ねください。

4 同行援護のサービスについて

同行援護で提供できるサービスの内容は名古屋市の移動支援と同様となっているなど、現在受けているサービスが制限されることはありませんが、支給決定に際し障害程度区分認定手続きが必要となる（認定結果が非該当でも同行援護は利用できます）など、同行援護と移動支援で異なる点もございます。

詳しくは別紙「同行援護のサービスについて」をご参照ください。

5 問い合わせ先

名古屋市役所障害者支援課認定支払係

電 話：972-2639

F A X：972-4149

e-mail：a2639@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

住 所：〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1

※なお、現在受けている移動支援の支給決定についてご不明な点がある場合は、お住まいの区役所福祉課にお尋ねください。

同行援護のサービスについて

(移動支援との違い等)

1 支援の内容及び外出先の範囲について

名古屋市の移動支援と同様に外出時における代筆や代読などを含む移動中の支援を提供するもので、利用できる外出先も移動支援と同じ内容となります。

ただし、一人のヘルパーで複数の障害者に同時にサービスを提供するグループ支援は、同行援護では利用できませんので、移行後はグループ支援を希望する場合であっても利用する障害者毎に一人のヘルパーにて同行援護を利用していただくこととなります。

2 支給決定について

移動支援と同様に、一月当たりの支給量(利用できる時間)として、「必要不可欠な外出」と「その他外出」のそれぞれの時間を算定して決定します。

支給量を定める基準のうち「その他外出」については、同行援護では中学生以上で36時間、小学生で24時間、小学生未満で12時間の支給量が認められる点が移動支援と異なりますが、「必要不可欠な外出」については移動支援と同じ基準で算定します。

なお、同行援護のサービスは対象者の心身の状況に応じて「身体介護を伴う」か「身体介護を伴わない」に区分して決定します。

3 対象者の要件について

同行援護の対象となる障害者は視力等に日常生活に支障をきたす障害を有し移動に支援が必要な者となりますが、「身体介護を伴う」の区分に該当する対象者は「障害程度区分認定」の結果が「区分2以上」で、かつ、障害程度区分認定調査の結果が一定の要件を満たしているものとなります。

障害程度区分認定が非該当である場合や障害程度区分認定を行わない場合も含め、「身体介護を伴う」の区分に該当しない場合は「身体介護を伴わない」の区分にて同行援護を利用することができます。

4 支給申請から支給決定までの流れについて

同行援護の支給申請を行った後は、「身体介護を伴う」か「身体介護を伴わない」かの区分を決定するために障害程度区分認定を受けていただくこととなりますが、支給量の算定は障害程度区分認定の結果に関わらず移動支援と同様に必要な量を決定することとなります。

なお、障害程度区分認定を受けていただくにあたっては、障害程度区分認定調査の実施や主治医等による医師意見書の作成にご協力いただくこととなります。

詳しくは同行援護の申請時に案内いたしますので、ご不明な点がございましたら申請窓口にてご相談ください。

5 利用者負担について

世帯全員の市民税が非課税の場合の利用者負担額は0円となります。

そうでない場合は、サービス利用に係る費用の1割をご負担いただきますが、世帯全員の市民税の合計金額に応じて一月あたりのご負担に上限額が設けられます。

他に居宅介護などの障害福祉サービスを利用している場合はそれらの利用者負担の額も含めた一月の利用者負担額が上限額に達した場合はそれ以上のご負担は不要となります。

ここでいう世帯とは利用者が18歳以上の障害者である場合は本人とその配偶者を指し、利用者が障害児である場合は住民票上の世帯となります。

なお、同行援護の利用に係る費用の1割の額は、利用する事業者の人員体制等でも異なりますが、名古屋市の実業家で日中に1時間利用した場合は、「身体介護を伴う」の区分に該当する場合は約430円、「身体介護を伴わない」の区分に該当する場合は約210円となります。